

議案第百十一号

中都市町村共同施設管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、中都市町村共同施設管理組合規約を次のとおり変更する。



昭和五十二年九月二十八日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

中部市町村共同施設管理組合規約の一部を改正する規約

中部市町村共同施設管理組合規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中部広域行政管理組合規約

第一条中「中部市町村共同施設管理組合」を「中部広域行政管理組合」に改める。

第三条第八号を削り、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業実施の連絡調整に関すること。

第五条を次のように改める。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第五条 組合の議会の議員の定数は、十八人とし、組合市町村の議会において議員のうちから次の区分により選挙する。

倉吉市	九人	羽合町	一人	泊村	一人	東郷町	一人
三朝町	一人	関金町	一人	北条町	一人	大栄町	一人

東伯町 一人 赤碕町 一人

2 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、当該欠員となつた議員を選挙した組合市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

第六条中「長及び」を削る。

第八条を次のように改める。

(理事会)

第八条 組合に、理事会を置く。

2 理事は、組合市町村の長をもつて充てる。

3 理事会に理事長一人を置く。

4 理事長は、理事が互選する。

5 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

6 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第十一条の見出し中「組合の」を削り、同条第一項中「分担金」を「負担金」に改め、同条第二項中「分担金の負担の額及び方法は、組合の議会において」を「負担金の総額及び組合市町村の負担すべき額は、理事会が組合議会の議決を経て」に改め、同条を第十二

条とする。

第十条を次のように改める。

(職員)

第十条 組合に必要な吏員、その他の職員を置き、理事会がこれを任免する。ただし、消防職員のうち消防長以外の職員については、理事会の承認を得て消防長が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

第十条を第十一条とする。

第九条を次のように改める。

(監査委員)

第九条 組合に監査委員三人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下「知識経験を有する者」という。）及び組合の議会の議員のうちから選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は二人とする。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その

職務を行うことを妨げない。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(収入役)

第九条 組合に、収入役を置く。

2 収入役は、理事長の属する市町村の収入役をもつて充てる。

3 収入役の任期は、その市町村の収入役として在任する期間とする。

附 則

1 この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

2 この規約施行の際、現に改正前の中部市町村共同施設管理組合規約の規定により議員となつてゐる者（市町村長である議員を除く。）は、改正後の中部広域行政管理組合規約

約第五条の規定にかかわらず、その任期中在任するものとする。